

(別紙1)

運動部活動の大会運営等に係る教師の業務負担軽減に向けたモデル事業 審査基準

I 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じて、全団体からヒアリングによる審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

II 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高い提案を行った提案者から順に契約予定者を選定する。ただし、最低評価得点を35点とし、最低評価得点未満の申請団体については選定しない。

なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目（合計50点満点）

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- (2) 関係部署等との連携体制が図れること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要なノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (4) 事業を実施するために適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業の趣旨に沿って、目的や取組内容が具体的かつ効果的に計画されていること。
- (2) 事業のスケジュールが現実的であること。
- (3) 事業の成果を把握するための具体的かつ適切な評価指標を設定しており、検証方法が適切であること。
- (4) 事業終了後の継続又は発展が期待でき、域内に広く展開することが期待できること。
- (5) 事業の成果や課題が国や他の地域の参考となることが期待できること。
- (6) 妥当な経費が示されていること。

V 評価基準

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準は、全ての項目について次の基準により行う。

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	5	5	4	3	2	1
1－(2)	5	5	4	3	2	1
1－(3)	5	5	4	3	2	1
1－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(1)	5	5	4	3	2	1
2－(2)	5	5	4	3	2	1
2－(3)	5	5	4	3	2	1
2－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(5)	5	5	4	3	2	1
2－(6)	5	5	4	3	2	1